

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年1月18日(2018.1.18)

【公開番号】特開2016-106698(P2016-106698A)

【公開日】平成28年6月20日(2016.6.20)

【年通号数】公開・登録公報2016-037

【出願番号】特願2014-244724(P2014-244724)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/22 (2006.01)

A 6 1 B 5/11 (2006.01)

A 6 1 B 5/0245 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 5/22 B

A 6 1 B 5/10 3 1 0 A

A 6 1 B 5/02 3 2 0 P

【手続補正書】

【提出日】平成29年11月28日(2017.11.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

目標達成のためのアドバイスを生成するアドバイス生成システムであって、  
被験者の活動状況を測定し、前記活動状況に基づいて活動データを出力する測定部と、  
前記被験者の目標に対する達成状態の情報である達成状態情報を取得する達成状態取得部と、

前記測定部より取得した前記活動データに基づいて被験者により行われた行動量の累積である行動量情報を算出する行動量算出部と、

前記達成状態情報および前記行動量情報に基づいて前記被験者の目標達成のためのモチベーションを判定するモチベーション判定部と、

前記モチベーションの判定結果に基づいて前記被験者に対するアドバイスを生成するアドバイス生成部と、

を備えることを特徴とするアドバイス生成システム。

【請求項2】

前記モチベーション判定部は、前記達成状態情報の変化傾向および前記行動量情報の変化傾向に基づいて前記モチベーションを判定することを特徴とする請求項1に記載のアドバイス生成システム。

【請求項3】

前記達成状態情報および前記行動量情報は、所定期間にごとに取得されることを特徴とする請求項1または請求項2に記載のアドバイス生成システム。

【請求項4】

前記モチベーション判定部は、前記被験者の達成可能性および前記被験者の危機感の高さの水準を判定することを特徴とする請求項1から請求項3のいずれか1項に記載のアドバイス生成システム。

【請求項5】

前記モチベーション判定部は、前記行動量情報の変化傾向が増加傾向であり、かつ前記

達成状態情報の変化傾向が目標達成状態に近づいている変化傾向である場合は、第1水準の前記達成可能性であると判定することを特徴とする請求項4に記載のアドバイス生成システム。

#### 【請求項6】

前記モチベーション判定部は、前記行動量情報の変化傾向が増加傾向であり、かつ前記達成状態情報の変化傾向が所定の変化傾向の範囲内である場合は、前記達成可能性を第1水準の達成可能性よりも低い第2水準の達成可能性であると判定することを特徴とする請求項4に記載のアドバイス生成システム。

#### 【請求項7】

前記モチベーション判定部は、前記行動量情報の変化傾向が増加傾向であり、かつ前記達成状態情報の変化傾向が目標達成状態から離れている変化傾向である場合は、前記達成可能性を第2水準の達成可能性よりも低い第3水準の達成可能性であると判定することを特徴とする請求項4に記載のアドバイス生成システム。

#### 【請求項8】

前記活動状況は、前記被験者の脈拍数および前記被験者の体動に伴う加速度情報を含み、前記活動データは、前記脈拍数に基づいて算出された脈拍データおよび前記加速度情報に基づいて算出された加速度データのうち少なくとも1つを含むことを特徴とする請求項1から請求項7のいずれか1項に記載のアドバイス生成システム。

#### 【請求項9】

前記行動量算出部は、前記被験者の前記脈拍データおよび前記加速度データのうち少なくとも1つを用いて運動強度を算出し、前記運動強度および前記運動強度の継続時間に基づいて前記行動量を算出することを特徴とする請求項1から請求項8のいずれか1項に記載のアドバイス生成システム。

#### 【請求項10】

前記行動量算出部は、前記被験者の前記脈拍データおよび前記加速度データのうち少なくとも1つを用いて消費カロリーを算出し、蓄積された前記消費カロリーに基づいて前記行動量を算出することを特徴とする請求項1から請求項9のいずれか1項に記載のアドバイス生成システム。

#### 【請求項11】

前記達成状態情報は、前記被験者の体重、前記被験者において所定距離を走行する時間、前記被験者が走行可能な距離、および前記被験者の体力指標のうち少なくとも1つを含むことを特徴とする請求項1から請求項10のいずれか1項に記載のアドバイス生成システム。

#### 【請求項12】

前記体力指標は、前記被験者の最大酸素摂取量であることを特徴とする請求項11に記載のアドバイス生成システム。

#### 【請求項13】

前記アドバイス生成システムは、

前記モチベーションの判定に基づいて、前記所定期間の間隔を変更する所定期間変更部を更に備えることを特徴とする請求項1から請求項12のいずれか1項に記載のアドバイス生成システム。